

令和３年度 第３回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律21条第１項による

２．日 時 令和３年６月10日 午後１時30分

３．場 所 学習センターホール

４．議 題 議案第10号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第11号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	２番 長野 和代	３番 中村 幸信
４番 松本 茂	５番 平井 豪	６番 奥名 政成
７番 清住 昇	８番 佐藤 礼治	９番 福永 浩紀
１０番 岡本 篤幸	１２番 中村 峯子	１３番 島津 和徳
１４番 本田 廣正		

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	河嶋 隆雄
本田 忠文	志垣 保博	坂本 導成
緒方 寛二		

７．欠席委員

井上 良治	伊佐 浩二	坂本 秀孝
上村 敦之	五嶋 靖	

８．議事録署名人

13番 島津 和徳
14番 本田 廣正

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まず会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。本日はですね、13番委員の島津和徳委員と、それから14番委員のですね、本田廣正委員をお願いをいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは早速、審議に入ります。議案第10号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。それでは、説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。

議案第10号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、それでは、早速審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。番号1番について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。議案第10号、番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスク

リーンで説明します。まず、こちらが県道稲生野甲佐線です。こちらが甲佐中学校です。申請地は甲佐中学校から南西に約200メートル、中横田の立神に2筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、9番委員の福永委員から農地の耕作賃借権設定（3年）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。今回の申請は、申請人が耕作できないため、農地の管理について相手方に相談し、了承を得られたため今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,631平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。事務局からです。先月の5月27日に会長、中村峯子委員、五嶋委員と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字中横田字立神にある田2筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを御報告いたします。

会 長 はい。ただいま事務局から現地調査の報告。また、9番委員の福永委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。意見がないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

（挙手の確認）

はい、全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2について審議したいと思います。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらの下線部分がグリーンセンターです。申請地はグリーンセンターから西に約200メートル、田口の石仏にある農地1筆です。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、2番委員の長野委員から農地の耕作賃借権設定(5年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。今回の申請は、利用権設定の期間満了に伴う3条申請での再設定の案件です。相手方が担い手の要件を満たさないため3条での借り換えとなります。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクターなどを所有しています。申請地には花の栽培を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が18,907平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。12番委員の中村峯子委員から説明をお願いします。

12 番 はい。12番委員の中村です。先月の5月27日、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されてる農地は大字田口字石仏にある畑1筆です。申請地には、花の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま12番委員の中村委員から現地調査の報告。また、2番委員の長野委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、佐藤委員、どうぞ。

8 番 譲受人の方、御高齢なんですけども、この方の労働力の確保と言いますか、そのの

- ところは大丈夫なんですか。
- 会 長 はい。事務局、そのところ説明をお願いします。譲受人が高齢だけど大丈夫ですか
って質問があつてます。そのところ説明をお願いします。
- 事務局長 今、されとつとが、御本人さんと奥さんとお二人でされとつて、今、グリーンセン
ターあたりにもかなり出されております。で、5年間の契約ですけれども、私たち
が考えるところでは、もう分担はもう問題なく生産はできるというふうに考えては
おります。以上です。
- 会 長 はい。今、事務局長から説明がありました。佐藤委員、よろしいですか。はい。そ
のほかには何か御意見ありませんか。ほかにはないようでございます。
- それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
(賛成者挙手)
- はい。全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定
いたします。
- 続きまして番号3番から番号7番については、相手方が同一なので一緒に審議した
いと思います。14番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 14 番 はい。14番委員、本田です。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)
- 以上です。
- 会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい、それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスク
リーンで説明します。まず、こちらが田口橋です。こちらが県道御船甲佐線、こち
らが県道宇土甲佐線、こちらに森川健康堂さんがございます。申請地は赤で矢印し
てある分ですが、田口に7筆点在しております。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、14番委員の本田委員から農地の耕作賃借権設定(6年)について、農
地法上問題がないか、説明をお願いします。
- 14 番 はい。14番委員、本田です。今回の申請は、相手方が新規就農のために農地を探し
ており、申請人の了承を得られましたので今回の申請となりました。申請された内
容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、管理機等を所有しており、トラクター、コンバインに要する作業に
ついては、法人に依頼する予定です。申請地には米、ニラ、キウイフルーツの作
付を計画されており、農地を有効的に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度を予定しており、取得後の農地管理を適正に管理することに、何ら問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,426平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。事務局から説明します。先月の5月27日に会長、中村峯子委員、五嶋委員と一緒に現地調査を行いました。申請地には、米、ニラ、キウイフルーツの作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを御報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま事務局から現地調査の報告。また、14番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

4 番 譲受人さんは新規就農ということですが、もともと家は農家親たちは農家かなんかしよなっとなつてですか。

会 長 はい。事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。この方のおうちは別に農家ではございません。もう新たに完全、新たに新規就農される予定ということです。

4 番 新規就農していきなり5反っていうとはちょっと大変かなと。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 これ一応ですね、今まで農家の方に弟子入りをされて、ニラとかを勉強されておられます。で、今回、もうその新規就農給付金をもらうために独立して、しようということ、主にニラをしたいということで、おっしゃってました。

会 長 よろしいですか。

4 番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。はい、中村委員、どうぞ。

3 番 はい。今、松本さんの意見と相違しますけど、かなり場所が、点々、やはりなんか、せっかく仕事をされるならですね、なんか1箇所にとまった8反、5反とかですね、そういったあれは、本人の意見だとなかとは思いますが、こういった指導はなんか、されとつとですかね。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。事務局としてもですね、やはり近いところにたくさん持って来られたほうが効率よくできると思いますけど、なかなかですね、場所を田口とか見ると法人さん

とか借りておられるんですね、今後、集約していきたいとはおっしゃっております。なんとなく、寄せたいとはですね。

3 番
事務局 やはり、やっぱ新規です場合はやっぱ、かなり苦労があつと思いますけどですね。
そうですね、はい、だから田んぼ。

3 番
会 長 今からはですね、やっぱ指導的なことをしていかなと。

会 長 はい、法人の宮崎さんも自分の、なんか筆をそのままこう、されるみたいでありますので、なんかうちも協力していかなと思いますけどね。なんせ新規就農だからですね。大変とは思いますが。

3 番
会 長 土地ば入れ替えてね、どうにかしてやれば、本人もそうなよか。

会 長 後は本人に頑張ってもらう以外は無いないからですね、はい、ほかになにかござい
ませんか。

それでは、ほかには意見がないようでございます。採決を行います。許可すること
に賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号3番から7番については、原案どおり許可するこ
とに決定をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。14番委員の本田委員から説
明をお願いします。

14 番
会 長 はい。14番委員の本田です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスク
リーンで説明します。まず、こちらが県道宇土甲佐線です。こちらが県道御船甲佐
線です。申請地は県道宇土甲佐線と県道御船甲佐線の交差点から西に約720メー
トル、田口の下原に2筆あります。場所の説明は以上で終わります。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から農地法上問題がないか、説明をお願いします。

14 番
会 長 はい。14番委員の本田です。今回の申請は、申請人の農地の買い手を探していたと
ころ、知り合いの伝手で相手方を紹介してもらい、話がまとまったもので、今回の
申請となりました。申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地には小作契約はありません。

②については、トラック等を所有しており、申請地にはゴボウ、大根の作付を計画
されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が9,929平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。12番委員の中村峯子委員から説明をお願いします。

12 番 はい。12番委員の中村です。先月の5月27日、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字田口字下原にある畑2筆です。申請地はゴボウ、大根の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま12番委員の中村委員から現地調査の報告。また、14番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。なければ採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号8番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは7ページをお願いいたします。議案第11号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、8ページをお願いします。議案第11号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

- 会長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは説明いたします。地図については、9ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。左上、こちらが九州自動車道。そして県道の今吉野甲佐線、緑川パーキングエリア、下り線です。まず、申請地は緑川パーキングエリアより約160メートルほど離れた、この赤い印のところにございます。説明は以上でございます。
- 会長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。
- 2番 はい。2番委員の長野です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が受渡人から農地を有償で譲り受け、建築資材倉庫を建設して利用するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の地域内にある農地であるため第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定にある既存施設の拡張、既存施設の機能の維持拡充のため、隣接する土地において整備をするに該当するため例外的に許可することが可能と思われます。
- ②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
- ③については、資金計画、融資計画の申請書の写しも添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。
- ④については、申請地中ほどに既存施設とつなぐためのスロープを設置する程度の造成で、倉庫も既存施設側への建設が計画されており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。
- ⑤については、問題ないと思われます。
- ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。
- 以上、説明を終わります。
- 会長 はい。現地調査を行ってあります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。先月の5月27日に会長、中村峯子委員、五嶋委員と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字府領字下原にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため例外的に許可することが可能と思われます。今回の申請地には中ほどにスロープを設置し、倉庫も既存施設側への建設が計画されており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、事務局から現地調査の報告。また、2番委員の長野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項1号のロに該当するものの、例外規定に該当すると説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

14 番 はい。

会 長 はい、本田委員、どうぞ。

14 番 この地図みるとね、これ倉庫なんですけど、進入路はまったくないですけども、進入路はどのあたりですかね。入口。

会 長 はい、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。前の地図のほうを御覧いただくと、この赤いところが今回申請地なんですけど、その右隣、これが県道今吉野甲佐線まで続いております既存施設でございます。

14 番 右？

事務局 右、右側に。

14 番 ここ？

事務局 進入は県道側から入りまして、既存施設を通過して、今回申請した、この赤い印のところに入って行かれるということでございます。既存施設に接して拡張ということになります。以上です。

会 長 よろしいですか、本田委員。

14 番 はい。

会 長 はい、そのほかに何か御意見はございませんか。はい、山内委員、どうぞ。

1 番 既存施設の写真ば撮っとってもらおうと良かった。なと思うんですけど。

1 番 既存施設があるかないか分らんけん。

会 長 はい。次回から事務局、それらの対応をお願いしますね。

事務局 はい。

会 長 はい。ほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調査の番号2についてを審議したいと思います。それでは、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、地図につきましては、10ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。こちらが県道嘉島甲佐線が真ん中あたりを通っております。左上に九州自動車道です。こちらに、申し訳ございません。県道はこちらでございます。で、右上のほうにダイハツさんがございます。で、ダイハツさんからの距離といたしまして、西のほうへ約630メートルほど行ったところにこの申請地がございます。以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。それでは、説明いたします。今回の申請では、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、熊本地震で罹災した牛舎を再建するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地です。農地の状況としては、農用地区域内にある農業施設用地で、農地法第4条第6項の第1号のイに該当いたしますが、農地区域内の例外規定である甲佐町農業振興地域整備計画の中の用途区分で農業用施設用地として指定された土地であるため、転用は例外的に可能だと思います。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、すでに牛舎は建設されており、始末書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、既存施設の再建であって、既に完了しており隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明、終わります。

会 長 はい。現地調査を行っておりますので、12番委員の中村峰子委員から説明をお願いします。

12 番 はい。12番委員の中村です。先月の5月27日、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字吉田字吉田第2にある農地で、農地の状況としては、農振農用地区域内にある農業用施設用地であるため、転用は原則できませ

んが、農用地区域内の例外規定に該当するため例外的に許可することが可能と思われます。今回の申請地は既に完成しており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 ただいま、12番委員の中村委員から現地調査の報告。また、7番委員の清住委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項のイ、1号のイに該当するものの、例外規定に該当するため問題ないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 確認ですが、所有権移転は無償となっていますけども、親子、贈与じゃなかったですね、なんかその補助金とかなんとかの関係でそれが販売したやつって言うか。だけに、売ったり買ったりするというのを。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。お答えいたします。所有権移転につきましては、牛舎の再建につきまして、金融機関のほうからですね、お父様名義だったお父様名義だったところで、担保設定するには、息子さん名義に換えなければならなかったというふうなことを聞いております。

1 番 贈与じゃいかんだったと。

事務局 はい？

1 番 所有権移転が贈与じゃいかんだったっていうこと。

会 長 そこんとこ誰かわかる、誰か分からん。

事務局 確認しておりません。

事務局長 登記の、その原因のところが贈与か所有権移転かということになると思いますけど、基本的な取り扱いはどういうものかなあというふうに思います。あと、それ以外、その税の問題とかなんとかも出てきますけども、親子間であれば無償であればもう贈与の取り扱いになってしまいますので、ちょっと内容についてはちょっと、また調べさせてください。

会 長 山内委員、よろしいですか。基本的には、課長が言ったようなことだと思います。そのところは、また、確認にして、あとから。ほかに何か御意見ございませんか。それでは、ほかにはないようでございます。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書番号3について審議をしたいと思います。それでは、13。

13 番 13番委員の島津です。

- 会 長 ちょっと待って、ごめんなさい。13番委員の島津委員から説明をお願いします。ごめんなさい。はい、お願いします。どうぞ。
- 13 番 13番委員の島津です。それでは、番号3について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは説明いたします。地図につきましては、11ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。こちらが緑川上流から下流です、こちらが国道443号線、日和瀬橋を渡りまして、西寒野集落のほうに入っ
て、こちらに西寒野公民館がございます。で、申請地につきましては、西寒野公民館から約90メートルほど東に入ったところ、この赤い印で囲ったところがございます。以上です。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の島津委員から説明をお願いします。
- 13 番 13番委員の島津です。それでは、説明いたします。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係わる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係わる可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定である集落接続に該当するため例外的に許可することが可能だと思われます。
- ②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
- ③については、資金計画、融資証明の申請納付書も添付されており、事業の実現性について問題ないと思われます。
- ④については、整地する程度の造成で土砂の流出や周辺の営農に支障をきたす恐れはありません。
- ⑤については、問題ないと思われます。
- ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っていますので、事務局のほうから説明をお願いします。
- 事務局 はい。先月の5月27日に会長、中村峯子委員、五嶋委員と一緒に現地調査を行いま

した。申請地は、大字西寒野字平谷にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため例外的に許可することが可能と思われます。今回の申請地には両側を宅地と接しており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、事務局から現地調査の報告。また、13番委員の島津委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項1号のロに該当するものの、例外規定に該当すると説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か発言はありませんか。

はい。ほかに発言はないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号3につきまして、当農業委員会としては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号4についてを審議したいと思います。それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4番委員の松本です。それでは、番号4番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 はい、説明を申し上げます。地図につきましては、12ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明したいと思います。まず左下に、下から上に国道443号線、こちらが安津橋、こちらが星の川団地がございます。グラウンドゴルフ場がこうありまして、グラウンドゴルフ場から約370メートルほど北のほうに行った赤い印のところが今回の申請地になります。以上です。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい、4番の松本です。それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、駐車場及び資材置場を建設して利用するために転用申請をするものです。転用申請に係わる可否の判定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係わる可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、公共投資のされていない10ヘクタール以内の小規模な区域内にある農地に該当するため、第2種農地に該当します。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の申請地は既に周りの資材置き場と一体化に利用されていますが、始末書の提出もなされているため、事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明の添付もされており、事業の実現性については問題はないと思われます。

④については、造成後の土砂の流出を防ぐため、周りにL型の擁壁の設置を計画しており、問題はないと思われます。

⑤については、問題がないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っています。12番委員の中村峰子委員から説明をお願いします。

12 番 はい。12番委員の中村です。先月5月27日、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字船津中字中川原にある農地で、農地の状況としては、公共投資のなされてない10ヘクタール以下の小規模な区域内にある農地に該当するため、第2種農地に該当します。そのため、転用については許可することが可能と思われます。今回の申請地は山部と河川に接しており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたすこと恐れのないことを報告します。

会 長 はい。ただいま、12番委員の中村峯子委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 すみません、この反当あたり単価のところは、これ、コンマの位置とか、数字とか、これこんままでよかですか。

会 長 はい。事務局、説明をお願いします。10アールあたりの単価、きっちり出てるのかどうかという質問です。

事務局 はい。すみません、10アールあたりの単価のところにつきましてが、正式にはですね、50万7,099円です。7円を消してください。すみません、失礼しました。

会 長 よろしいですか。佐藤委員、はい。7を消してくださいね。ほかに何か質問ありませんか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号4につきまして、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは13ページをお願いします。議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の14ページをお願いいたします。甲農第395号、令和3年5月26日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克己。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(諮問)。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。15ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第3回です。まずは、農地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、3年の田が7筆の6,350平米、6年の田が21筆の23,014平米、6年の畑が2筆の2,622平米、10年の田が17筆の14,552平米。賃借権の再設定の計は、田が45筆の43,916平米、畑が2筆の2,622平米となります。賃借権の新規について、5年の田が1筆の572平米、5年の畑が2筆の2,695平米、10年の田が2筆の2,462平米、賃借権の新規の計は、田が3筆の3,034平米、畑が2筆の2,695平米、賃借権の小計は田が48筆の46,950平米、畑が4筆の5,317平米となります。使用貸借権についてはありません。このため、今回の利用権設定の合計は、田が48筆の46,950平米、畑が4筆の5,317平米となります。その他、所有権移転については、田が1筆の2,908平米、畑が5筆の7,156平米となります。委員の皆様にご審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明します。以上です。

会 長 はい。それでは14ページをお願いします。議案第12号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを議題とします。番号1について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道稲生野甲佐線です。こちらが龍野小学校。こちらにふれあい広場がございます。申請地は、龍野小学校から

南に約260メートル、下横田字九折島に1筆。同じく龍野小学校から東に約800メートル、中横田の宮上に1筆あります。次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、中横田集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か質問ございませんか。はい、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、17ページをお願いします。番号2について審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての賃借貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは田口橋です。こちらは県道御船甲佐線、こちらは県道宇土甲佐線、こちらが和田内集落です。申請地は県道御船甲佐線と県道宇土甲佐線の交差点から北西に約270メートル、田口字池田にあります。次に、相手方の状況について説明いたします。相手方は府領集落の認定農業者で、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米・麦・大豆・野菜の作付をされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号2について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御質問はございませんか。はい、それでは質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番と4番は譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 次に、申請地の位置の説明をいたします。21ページと22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンを御覧ください。まず、21ページをお願いします。こちらが九州自動車道です。こちらは県道小川嘉島線、こちらの赤の斜線の部分が緑川パーキングエリアです。申請地は緑川パーキングエリアから南に約460メートル、府領の中原に1筆あります。次に22ページをお願いします。こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに乙女小学校がございます。申請地は乙女小学校から北西に約970メートル、田口の大原にございます。続きまして、相手方の状況について説明します。相手方は、御船町の認定農業者ですが、甲佐町でも農地を多く借り受け耕作されており、主に米と野菜を栽培されています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。
- 会長 はい。ただいま、事務局から番号3番、4番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。
- 2番 地主さんたちは契約とかすっと喜んどんなはるばってんですね。果たしてジャガイモこのへんも続けてする気のあつとかなって、私は思ってるけど、大丈夫なんでしょうね。
- 7番 なんか、品質の違うとば植えたりしてもいいですよ。で、畑ば作り替える。
- 2番 分かりました。ジャガイモじゃなくてうちのトマト、ちょっと病気が入ってるんですよ。多分、ジャガイモのせいじゃないかなって、トマトはその後ですけどね。今までそやんことなかったのにですね、品質、どうなんでしょう。
- 7番 前は、トマトとかはがっしょくだったですね、ジャガイモ。
- 2番 ジャガイモはですね。
- 7番 トマトにも多少影響あったと。
- 2番 同じなったらですね、多分、私たちは食べたら、ジャガイモ、田口のほうにもなんか結構あつとでしょ。ジャガイモのせいじゃなかですかね。ちゃんとした証拠はないですけどね、ただの契約なんで。契約した人たちは多分喜んどなはると思いますけどね。
- 7番 なかなかあれが消毒がでけんけんですね。タバコンときには、タバコン農家の人たちがジャガイモは消毒でするごつなつたでしょ。有機んで、おさめとか、大きかけん、相手が大きいけん、でくだけ消毒はすんなって。
- 2番 するなて？

- 会 長 なんか事務局から今の質問に対して、なんかありますか。
- 事務局 昨年か一昨年ですね、なんか、この会議でもそういった話が出たと思います。で、一応、事務局のほうとしてもですね、そういうところは荒れてるそこはありますんで、ちゃんと管理をしてくださいとは、そのときにちゃんと指導はいたしました。また、今後についてはですね、こういった病気、荒れてるようなところがあればですね、農業委員担当ですので、そこで指導して、適正に管理していただきたいとは思っています。以上です。
- 14 番 いいですか？この前ね、乙女台地もそうなんですよ、草だけなんですよ。で、今、ジャガイモもあったけど、どこに植わつとるのか分からんけど。また、迷惑してるんですよ。で、この前の全体の条件付でね、もちょっと畦とか土手を切るということを条件付で認可しますって全体一致でなっております。で、ここにいったらんでしょ、これ、4,400あるですよ。
- 会 長 はい。本田さん、長野さんの質問に対しては、もうだいたい、本田委員が主張されましたので、そこらへん十分ですね、事務局も頭の中に入れながら、こういう申請があったときには、こういう意見が出てますからと申し上げながら、徹底していきたいと思います。
- 事務局長 すいません。
- 会 長 はい。事務局長、どうぞ。
- 事務局長 今、この場で出た意見というのは事務局のほうでももちろん申請出されたときには、こういう意見がありましたというところでお伝えしますが、その現状を見て、そういうところを改善に導くというのが農業委員さんの務めだと思います。
- 2 番 改善に導く。
- 事務局長 はい。で、そこで実際、この案件について周りで支障を及ぼすということで判断をなされるのであれば、これについて許可をしないっていう選択肢もございます。それは事務局の範疇ではございません。で、この場で意見を交わしていただいて、その農業委員さんたちの意見として不許可っていうのを決定するというのもできるということをお伝えしときます。
- 2 番 面積が広い分ですね、貸しなつた人たちは喜んどなはるわけですよ。それで、そのトマト専門の人って言いなはっけん、皆さん、家庭菜園とか結構いらっしゃる。多分、皆さん駄目だと思うんですよ。
- 会 長 はい。今、課長も今、説明しましたようなかたちでですね、非常に難しい問題だと思います。またこう、高齢になってでくる人を借って、してくれるとほんと嬉しい

と思うけどですね、また一方、そういう問題が出てくるということはまた相反するので、非常に難しい問題だから、事務局も言いましたようにね、申請があった段階でですね、そこら付近十分見ながら、実際にそういうことがあればですね、こう、会議の中でですね、そういう選択肢もあるということだから、お互いですね、そこら付近は十分注意しておきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(はいという声あり)

会 長 はい。それでは、いろいろ意見が出ましたけど、それでは、今回の案件については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号3番と4番については原案どおり承認をいたします。

続きまして、18ページをお願いします。最後になるかと思います。番号5番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の中から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは国道443号線です。こちらは甲佐大橋です。今回の申請地は国道443号線と甲佐大橋の登り口の交差点から北に約500メートル、早川字前田にあります。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号5番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見はございませんか。それでは、意見もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。番号6、7、8はもう所有権を受ける社が一緒になりますので、一緒に審議したいと思いますので、これを提案をします。番号6から8番までの説明をお願いします。

事務局 はい。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは国道443号線です。こちらが安津橋、こちらが県道今吉野甲佐線です。申請地は星の川団地から南に約430メートルから810メートルの範囲内に5筆ございます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号6から8番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見ございませんか。はい。それでは、意見もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号6番から8番までは原案のとおり承認をいたします。

これで、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしましたので、ここで一旦会議を閉じます。

事務局長 はい。それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。

これをもちまして、第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

13 番

14 番